

香川県看護師等養成所運営費補助金交付要綱

第1 通則

香川県看護師等養成所運営費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱、地域医療介護総合確保基金管理運営要領及び香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

第2 交付の目的

この補助金は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づき指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所(以下「養成所」という。)等における教育内容の向上を図ることを目的とする。

第3 交付の対象

この補助金の交付の対象は、次に掲げる者が行う養成所(ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校は除く。)の運営する事業(以下「事業」という。)とする。

- (1) 学校法人及び準学校法人
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人
- (3) 医療法人
- (4) 社会福祉法人(ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会は除く)
- (5) 独立行政法人国立病院機構

ただし、上記のうち(2)及び(3)については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。(ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあってはこの限りではない。)

第4 交付額の算定方法

この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを養成所ごとに比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額に別表3に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、第3(5)の法人にあっては、(1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額に、別表3に定める調整率を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

第5 交付の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具については、別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助金及び事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙様式 3 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

第6 申請の手続

この補助金の交付の申請は、別紙様式 1 による申請書に関係書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出するものとする。

第7 変更申請手続

この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第 6 に定める手続に従い、知事が別に指定する日までに行うものとする。

第8 交付決定

知事は、補助金の交付の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と

認められたときは、すみやかに補助金の交付を決定し、申請者にその旨通知するものとする。

第 9 実績報告

この補助金の実績報告は、別紙様式 2 による報告書に關係書類を添えて、事業完了後 1 か月以内又は翌年度 4 月 5 日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

第 10 補助金の額の確定

知事は、第 9 により提出された実績報告の審査を行い、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

第 11 補助金の支出

補助金の交付は、精算払とする。

ただし、知事が必要と認めるときは、概算払とすることができる。概算払を受ける事業者は、別紙様式 4 を、知事が定める日までに提出するものとする。

第 12 補助金の返還

知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

第 13 その他

特別の事情により第 4、第 6、第 7 及び第 9 に定める算出方法、又は手続によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 12 月 27 日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 1 月 13 日一部改正し、平成 15 年度の香川県看護師等養成所運営費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 11 月 22 日一部改正し、平成 16 年度の香川県看護師等養成所運営費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 15 日一部改正し、平成 18 年度の香川県看護師等養成所運営費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 7 日一部改正し、平成 19 年度の香川県看護師等養成所運営費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 8 日一部改正し、平成 20 年度の香川県看護師等養成所運営費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 25 日一部改正し、平成 21 年度の香川県看護師等養成所運営費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 27 日一部改正し、平成 22 年度の香川県看護師等養成所運

営費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 16 日一部改正し、平成 23 年度の香川県看護師等養成所運営費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 31 日一部改正し、平成 25 年度の香川県看護師等養成所運営費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 25 日一部改正し、平成 26 年度の香川県看護師等養成所運営費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 19 日一部改正し、平成 27 年度の香川県看護師等養成所運営費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月10日一部改正し、平成28年度の香川県看護師等養成所運営費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月4日一部改正し、平成29年度の香川県看護師等養成所運営費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月15日一部改正し、平成30年度の香川県看護師等養成所運営費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月11日一部改正し、令和元年度の香川県看護師等養成所運営費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年12月 4 日一部改正し、令和 2 年度の香川県看護師等養成所運営費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 6 日一部改正し、令和 3 年度の香川県看護師等養成所運営費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 24 日一部改正し、令和 4 年度の香川県看護師等養成所運営費補助金から適用する。

別表 1

第 1 欄 (基 準 額)	第 2 欄 (対 象 経 費)
次に掲げる課程毎の(1)から(5)の合計額に加算額を加え、別表 2 に定める調整率を乗じて得た額	看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費
1 看護師(3 年課程)養成所 (全日制) (1)養成所 1 か所当たり 16,178,000 円 (2)統合カリキュラム実施施設 6,633,000 円 (3)総定員が 120 人を超える養成所において専任教員分として定員 30 人増すごとに 1,842,000 円 (4)生徒数に 1 人当たり 15,500 円を乗じて得た額 (5)事務職員分として 1 か所当たり 536,000 円 (全日制であって 4 年間で教育を行うもの及び定時制) (1)養成所 1 か所当たり 12,134,000 円 (2)総定員が 120 人を超える養成所において専任教員分として定員 30 人増すごとに 1,381,000 円 (3)生徒数に 1 人当たり 15,500 円を乗じて得た額 (4)事務職員分として 1 か所当たり 402,000 円 2 看護師(2 年課程)養成所 (全日制) (1)養成所 1 か所当たり 13,889,000 円 (2)総定員が 80 人を超える養成所において専任教員分として定員 30 人増すごとに 1,842,000 円 (3)生徒数に 1 人当たり 17,600 円を乗じて得た額 (4)事務職員分として 1 か所当たり 536,000 円 (定時制) (1)養成所 1 か所当たり 10,417,000 円 (2)総定員が 120 人を超える養成所において専任教員分として定員 30 人増すごとに 1,381,000 円 (3)生徒数に 1 人当たり 17,600 円を乗じて得た額 (4)事務職員分として 1 か所当たり 402,000 円 3 准看護師養成所 (1)養成所 1 か所当たり 8,080,000 円 (2)総定員が 80 人を超える養成所において専任教員分として定員 30 人増すごとに 1,842,000 円 (3)生徒数に 1 人当たり 13,100 円を乗じて得た額 (4)事務職員分として 1 か所当たり 536,000 円 (5)へき地等地域分 973,000 円 加算額 看護教員養成経費として受講者 1 人当たり (1) 専任教員養成講習会 ア 都道府県の講習会 480,000 円 イ 都道府県の講習会に準ずるもの 290,000 円 (2) 教務主任養成講習会 500,000 円 (注) 1 生徒数は、当該年度の 4 月 15 日現在における人員又は生徒が実在する学年の定員のいずれか少ない方とする。 2 総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の定員数とする。 3 事務職員は、1 学年定員 80 人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に 2 人以上専任として位置付けがなされている場合に限る。 4 へき地等地域分は、へき地等の地域における養成所に対	1 教員経費 (1) 専任教員給与費 (2) 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 (3) 部外講師謝金 (4) 委託料(上記教員経費のうち(1)～(3)に該当するものとする。) 2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料(上記専任事務職員給与費とする。) 3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費(消耗器材に要する経費) (3) 委託料(上記生徒経費のうち(1)～(2)に該当するものとする。) 4 実習施設謝金 (1) 報償費(実習施設謝金) (2) 委託料(上記報償費とする。) 5 へき地等地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費 (1) 実習体制支援経費(賃金、需用費(燃料費、消耗品費、修繕費)、役務費(保険料、手数料)、備品購入費(単価 30 万円未満の備品に限る)、使用料及び賃借料 (2) 看護職員養成確保促進経費(旅費、需用費(印刷製本費、食糧費(会議費))、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料 (3) 委託料(上記へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費のうち(1)～(2)に該当するものとする。) 6 補助事業者が負担した、その所属するものが受講する「看護教員に関する講習会の実施要領について」(平成 22 年 4 月 5 日付け医政発 0405 第 3 号)で定める講習会に係る経費 受講料、入学金、編入料、授業料、教育充実費、スクーリング受講料 (注) 専任教員とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(S26 年文部・厚生省令第 1 号)第 2 条第 4 号、第 3 条第 4 号、第 4 条第 2 項第 4 号、第 5 条第 4 号に規定する保健師若しくは助産師又は看護師の資格を有する専任教員をいう。

する重点的支援事業実施施設を対象とする。 5 専任教員養成講習会のうち都道府県の講習会に準ずるもので講習会の期間が2年間と定められている場合、加算対象となるのは、受講開始時期に関わらず、受講開始年度とその翌年度とする。	
---	--

別表 2

看護師等養成所の定員数	調整率
定員181人以上	0.92
定員161人以上180人以下	0.94
定員121人以上160人以下	1.00
定員81人以上120人以下	1.02
定員80人以下	1.04

(注) 生徒が在籍しない学年を除く全学年の定員数とする。

別表 3

看護師等養成所の前年度 新規卒業者の県内就職率	調整率
県内就職率50%未満	0.90
県内就職率50%以上60%未満	0.95
県内就職率60%以上70%未満	1.00
県内就職率70%以上80%未満	1.05
県内就職率80%以上	1.10

番 号
年 月 日

香川県知事 殿

養成所開設者氏名

年度看護師等養成所運営費補助金の
交付申請について

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請金額 金 円
- 2 看護師等養成所運営事業所要額調書 (別紙1)
- 3 看護師等養成所運営事業計画書 (別紙2)
- 4 歳入歳出予算書の抄本
- 5 県税に滞納がない旨の証明書
(個人県民税、延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く)
- 6 その他参考となる資料

番 号
年 月 日

香川県知事 殿

養成所開設者氏名

年度看護師等養成所運営費補助金の
変更交付申請について

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請金額 金 円
- 2 看護師等養成所運営事業所要額調書 (別紙1)
- 3 看護師等養成所運営事業計画書 (別紙2)
- 4 歳入歳出予算書の抄本
- 5 その他参考となる資料

番 号
年 月 日

香川県知事 殿

養成所開設者氏名

年度看護師等養成所運営費補助金の
事業実績報告について

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた標記
補助金に係る事業実績について、次の書類を添えて報告する。

- 1 看護師等養成所運営事業所要額精算書 (別紙1)
- 2 看護師等養成所運営事業実施報告書 (別紙2)
- 3 歳入歳出決算書の抄本
- 4 その他参考となる資料

第 号
年 月 日

香川県知事 殿

補助事業者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日第 号で交付決定を受けた看護師等養成所運営費補助金について、当該交付要綱の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条に基づく額の確定額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）

金 円

- 3 別添参考となる書類（2つの金額の精算の内訳等）

番 号
年 月 日

香川県知事 殿

養成所開設者氏名

年度看護師等養成所運営費補助金の
概算払について

このことについて、当該補助金の概算払を受けることを申請する。